新型コロナウイルス感染症による支援情報まとめ

（令和4年6月17日現在）

※【　】はお問い合わせ先

新事業展開・販路開拓・経営力強化のために・・・

第2回宮崎県小規模事業者新事業展開等支援補助金★

小規模事業者が新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰の影響を受けながらも、事業継続・発展のために前向きに取り組む新事業展開や販路開拓、経営力強化等に必要な費用の4分の3を補助します。

◆対象事業者

①県内に主たる事務所を置く小規模事業者

②第1回公募（5月）の交付決定を受けていない者

③令和4年9月上旬の交付決定から令和4年12月15日までに事業を実施できる者

◆補助内容

・補助対象経費の　4分の3以内

・補助上限　60万円

【対象経費】
・機械装置等費　・広報費　・開発費
・展示会等出展費・旅費　・資料購入費
・外注費　・受講料　など

◆申請から受け取りまでの流れ

・7月1日～19日　各商工会・商工会議所へ申請書の提出
・9月上旬頃　審査結果の通知（交付決定）
・～12月15日　事業の実施
・～令和5年1月16日　各商工会・商工会議所へ実績報告書の提出
・令和5年2～3月頃　補助金のお受け取り

※申請及び実績報告については、全て電子データでの提出となります。
（申請締切　7月19日（火）17時必着）

飲食店の感染予防対策・・・

「ひなた飲食店認証」換気設備設置等支援事業費補助金★

飲食店が『ひなた飲食店認証』を取得するために必要な換気設備の設置・付替え等に要する費用を補助します。

◆補助対象者

ひなた飲食店認証の申請をする飲食事業者

（ひなた飲食店認証を取得した事業者、又はひなた飲食店認証制度の対象であり、今後取得予定の事業者）

◆補助対象経費

ひなた飲食店認証基準に沿った（必要換気量を満たす）換気設備で、客席の換気を行う換気設備の設置・改修工事

◆補助額　1事業者当たり上限50万円

◆受付期間

令和4年5月9日（月）～令和4年10月31日（月）

※予算の状況により、令和4年10月31日を待たずに受付を終了する場合があります。

◆申請書の入手方法

県HPからダウンロードできます。

◆申請方法

申請は郵送のみで受け付けます。申請書のほか、
「営業許可証の写し」など必要な添付書類をあわせて提出してください。

【飲食店認証サポートセンター☎0985－41－8853】

売上を伸ばすための取組をしたい！

小規模事業者持続化補助金★

持続的な経営に向けた経営計画に基づく、地道な販路開拓等の取り組みや、その取り組みと併せて行う業務効率化（生産性向上）の取り組みを支援するため、それに要する経費の一部を補助。

◆補助対象者

業　種	常時使用する従業員数
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	５人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	２０人以下
製造業その他	２０人以下

◆補助内容

通常枠			補助額　上限　５０万円　補助率 2/3
特別枠	成長・分配強化枠	賃金引上げ枠	補助額　上限 ２００万円　補助率 2/3 ※「賃金引上げ枠」における赤字事業者は3/4
		卒業枠	
	新陳代謝枠	後継者支援枠	
		創業枠	
	インボイス枠		補助額　上限１００万円　補助率 2/3

◆「特別枠」の対象となる事業者

(1) 賃金引上げ枠	補助事業の終了時点で事業場内最低賃金を地域別最低賃金より＋30円以上（既に達成している場合は、現在支給している事業場内最低賃金より＋30円以上）とした事業者
(2) 卒業枠	補助事業の終了時点で常時使用する従業員を増やし、小規模事業者の従業員数を超えて規模を拡大する事業者
(3) 後継者支援枠	将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取り組みを行う後継者候補としてアトツギ 甲子園のファイナリストになった事業者
(4) 創業枠	産業競争力強化法に基づく認定市区町村や認定連携創業支援等事業者が実施した「特定創業支援等事業」による支援を過去３か年の間に受け、かつ、過去３か年の間に開業した事業者
(5) インボイス枠	2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者のうち、適格請求書発行事業者に登録した事業者

◆申請受付締切

第9回　令和4年9月中旬

※地域の商工会で作成が必要な書類もあるので余裕をもって（締切1週間以上前まで）事前にご相談ください。

◆申請方法

郵送またはjGrants（電子申請システム）

【各地域の商工会または
宮崎県商工会連合会　小規模事業者持続化補助金事務局　☎0985－24－2057】

ウィズコロナに対応したい！

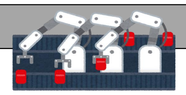

事業再構築補助金★

思い切った事業再構築に意欲を有する、以下の①～③の必須要件をすべて満たす中小企業等の挑戦を支援

①R2年4月以降の連続する6ヵ月間のうち任意の3ヵ月の合計売上高が、コロナ以前（R1年又はR2年1～3月）の同3ヵ月と比較して10%以上減少（もしくは付加価値額が15%以上減少）

②事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む

③補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3．0%（一部5．0%）以上増加、従業員一人当たり付加価値額の年率平均3．0%（一部5．0%）以上増加の達成

◆主な申請枠の補助金額・補助率について

■通常枠

補助額100万円～従業員数に応じて8，000万円

（中小企業等）補助率3分の2
（6，000万円超は2分の1）

（中堅企業等）補助率2分の1
（4，000万円超は3分の1）

■回復・再生応援枠

補助額100万円～従業員数に応じて1，500万円

（中小企業等）補助率4分の3

（中堅企業等）補助率3分の2

以下の①又は②のどちらかを満たすこと

①令和3年10月以降のいずれかの売上高が対前年または前々年の同月比で30%以上減少

②中小企業活性化協議会（旧：中小企業再生支援協議会）等から支援を受け再生計画等を策定していること

■グリーン成長枠

以下の①～③の要件を全て満たすこと

①事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む

②補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均5．0%以上増加または従業員一人当たり付加価値額の年率平均5．0%以上増加の達成

③グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組として記載があるものに該当し、その取組に関連する2年以上の研究開発・技術開発又は従業員の一定割合以上に対する人材育成をあわせて行う。

（中小企業等）1億円、補助率2分の1

（中堅企業等）1．5億円、補助率3分の1

■原油価格・物価高騰等緊急対策枠（緊急対策枠）・・・第7回から新型コロナの影響を受けつつ、加えてウクライナ情勢の緊迫化等による原油価格・物価高騰等の経済環境の変化の影響を受けたことにより、2022年1月以降の売上高（又は付加価値額）が、2019年～2021年同月と比較して10%（付加価値額の場合15%）以上減少していること。

補助額100万円～従業員数に応じて4，000万円

（中小企業等）補助率4分の3

（中堅企業等）補助率3分の2

◆公募締切　第6回　R4年6月30日（木）　18：00
第7回　調整中

【コールセンター☎0570－012－088（ナビダイヤル）
IP電話03－4216－4080】

革新的な取組にチャレンジしたい！

ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金★

革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善のための設備投資等を支援。

業況の厳しい事業者や、デジタル・グリーン分野で生産性向上に取り組む事業者に対して新たに、回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠、グリーン枠を設け、補助率や補助上限額の優遇により積極的に支援。

◆補助率

＜一般型＞

通常枠：補助対象経費の2分の1（中小企業）
　　または3分の2（小規模事業者）

回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠、グリーン枠：補助対象経費の3分の2

＜グローバル展開型＞

補助対象経費の2分の1（中小企業）
または3分の2（小規模事業者）

◆補助上限額

＜一般型＞

通常枠、回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠：750万円～1，250万円

グリーン枠：1，000万円～2，000万円

＜グローバル展開型＞3，000万円

◆申請期限

11次締切　R4年8月18日（木）17時

融資を受けたい・・・

新型コロナウイルス特別貸付

利子補給により実質無利子・無担保で融資が可能

【（株）日本政策金融公庫各支店】

※利子補給について

◆期間　借入後当初3年間（最長）

◆補給対象貸付上限額

中小事業・商工中金等3億円　　国民事業6，000万円

◆申請について

貸付を行った金融機関等から申請書類を受け取り、自ら郵送またはオンラインで申請。

◆申請締切　R5年2月28日（火）

【利子補給制度事務局 ☎0570－060515】

記載している情報の詳細は、必ずHPなどでご確認ください。

★・・・事前に「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要。発行までに早くて1週間程度かかります。
（小規模事業者持続化補助金の＜一般型＞は郵送での申請も可）